

## 宮崎県古墳講座 2017 「畿内王権と日向 PartII」

宮崎県では、平成32年度まで「記紀編さん1300年記念事業」として、神話や歴史遺産を啓発する事業を展開しており、その一環として、「宮崎県古墳講座」を県内で開催します。

### 講座Ⅰ：「埴輪からみる今城塚古墳の時代～宮崎県百足塚古墳の埴輪群像について考える～」

- 講 師：犬木 努（大阪大谷大学教授）
- 日 時：平成29年8月19日（土）開場 12時30分 13時～16時
- 定 員：200名 □ 場 所：新富町文化会館 イベントホール

### 講座Ⅱ：「古墳群の動向と『記・紀』后妃・皇子伝承～畿内と日向との関係～」

- 講 師：高橋照彦（大阪大学大学院教授）
- 日 時：平成29年8月26日（土）開場 12時30分 13時～16時
- 定 員：240名 □ 場 所：高鍋町美術館 多目的ホール

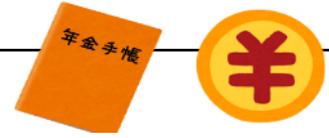
### 講座Ⅲ：「5世紀代における日向系王族（日下王家）とヤマト政権」

- 講 師：塚口義信（堺女子短期大学名誉学長・名誉教授）
- 日 時：平成29年12月2日（土）開場 12時30分 13時～16時
- 定 員：150名 □ 場 所：宮崎市生目の杜遊古館

- 主 催 宮崎県 宮崎県教育委員会  
宮崎市教育委員会 西都市教育委員会、高鍋町教育委員会、新富町教育委員会
- 申込先 受講を希望される講座を、それぞれ下記の連絡先までお電話でお申込みください。  
講座1 新富町教育委員会生涯学習課（担当 有馬） 電話 0983-33-1022  
講座2 高鍋町教育委員会社会教育課（担当 橋口） 電話 0983-23-3326  
講座3 宮崎市教育委員会文化財課（担当 甲斐） 電話 0985-47-8012  
※定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。



障がい者（児）の方については、障害による様々な困難が原因で経済的に困窮されている方がいらっしゃいます。日常生活や社会生活を充実したものとしていただくために、国・県・市町村等が経済的支援を実施しています。障害年金制度、障がい者（児）手当制度、税の減免等がありますので、こちらでご紹介させていただきます。



#### 障害年金制度の概要

障害基礎年金（国民年金）と障害厚生年金（厚生年金保険）が存在します。20歳以上65歳未満の方で、最初に医師の診療を受けた時から、1年6か月が経過した時点で障がいの状態にあれば申請が可能です。

障害基礎年金は1級と2級、障害厚生年金は1級から3級の等級があり、障がいの程度によりそれぞれが認定されます。所定の診断書様式により障がいの認定が行われます。

#### 障がい者（児）手当制度の概要

特別児童扶養手当	国が実施。20歳未満の中等度障害状態にある児童の保護者に支給。 月額が1級:51,450円、2級:34,270円。
障害児福祉手当	都道府県が実施。20歳未満の重度障がい状態にある児童の保護者に支給。月額14,580円。
特別障害者手当	都道府県が実施。20歳以上の最重度の障害状態にある方に支給。 月額26,810円。
新富町重度心身障がい児童福祉手当	新富町が実施。20歳未満の重度障がい状態にある児童の保護者に支給。 月額4,000円。
新富町身体障害者特別手当	新富町が実施。身体障害者手帳所持者で公的年金を受給していない方に支給。年額1級～4級12,000円、5級・6級10,000円。

※いずれも窓口は新富町役場となっております。手当の支給については、その他詳細な要件が存在する場合がありますのでご注意ください。

#### 税の減免

障がい者手帳をお持ちの方、あるいは障がい者手帳をお持ちの方を扶養している方は所得税・住民税・自動車税等の優遇を受けることができます。

#### その他減免等

障がい者手帳をお持ちの方については、有料道路や公共交通機関の利用料、NHK受信料等で減免を受けられる場合があります。

★★★ どうぞお気軽にお問い合わせください。★★★

新富町役場 福祉課 社会福祉グループ 電話 (0983) 33-6382

# 新富町まちづくり事業 町民説明会における質問への回答について (第1回)

新富町まちづくり事業に関する町民説明会を5月15日から6月16日にかけて町内16会場で開催しました。

説明会で寄せられたご質問につきまして、町として以下のとおり回答・説明しました。今後は、ご質問内容をテーマごとに数回に分けてお知らせすることにしています。今回は、「立地」と「騒音」について掲載します。

## ●立地について

Q なぜ三納代地域で計画しているのか。

A この施設は、交流人口の増加による本町への集客を促進する効果を期待しており、その効果を最大限に発揮させるためには、様々な交通手段で来場できる立地を考慮する必要があります。

現在の計画地は、一日の交通量2万台以上を有する国道10号に隣接し、日向大橋の新設による4車線化を控え、交通の便の良さから自家用車や路線バスの利用がしやすい環境にあります。さらに、日向新富駅にも近く、駅から徒歩での来場を可能にする距離にあり、まさに交通の要所にあります。

また、この事業は、防衛施設を前提としたまちづくりとして防衛省補助事業に取り組むもので、防衛施設の存在を活用した地域振興や基地周辺財産である国有地の有効活用を図るものです。

この地域は国有地が相当な面積で点在していることから、事業効果を最大限発揮できる施設規模を可能とする広大な敷地を確保しやすい状況にあります。

これらの状況を総合的に検討した結果、現計画地の選定に至りました。

Q 施設を町内各地に分散させてはどうか。

A このまちづくり事業は、様々な機能を持った施設を一つのエリアに集中させる計画です。

これは、施設相互の複合利用を容易にし、集客効果を最大限に引き出すことを狙ったものです。仮に、分散させてしまうと、施設単体だけの利用に終わってしまい相乗効果が得られないことが予想されます。

この施設は、本町における玄関や入口機能になり得るものと考えており、まずこの施設に足を運んでもらい、その後、来町された方々を町内各地へ引き込み、周遊を促進することを目指しています。

Q 移転対象地域内に建物を建ててよいのか。

A 本計画地は、航空機騒音による移転補償区域いわゆる2種区域と言われる区域内にあります。この2種区域は、「危険度」を示すものではなく、騒音のレベルが高い区域であって、危険区域ではありませんので、新たに施設を建設することは問題ありません。

## Q 基地の周辺に航空資料館を造ってはどうか。

A 航空資料館を基地周辺に計画した場合、間近で航空機の離着陸を見ることができるとは思いますが、国道から数キロ入らなければなりませんし、鉄道の利用者は徒歩で施設に行くことができず、自動車等の交通手段を用いねばなりません。

「交流人口の増加」を狙った施設であるからこそ、来場者の交通利便性と他施設との相互利用による相乗効果を考慮し、集客を図るために最高の立地や施設配置の条件を満たした場所を選択する必要があるものと考えます。

## Q なぜフットボールセンターを整備するのか。

A 日本国内のサッカーの競技人口は年々増加しており、このような状況は、フットボールセンターに対し、かなりの需要があると予想しているところですが、本町においては、サッカー競技を行える場所がほとんどない状況です。

日本サッカー協会においては、各都道府県に一つ「都道府県フットボールセンター」を整備・指定する計画がありますが、宮崎県内では、その指定を受けた施設はありません。

これに認定された場合、県内の主要な大会が定期的に本町で開催されることが可能となり、その波及効果は大変大きいものがあります。

県サッカー協会からも本町に対し、「ぜひこの施設を宮崎県フットボールセンターに認定させてほしい」旨の提案をいただいております。このことは、県内のサッカー競技の中心地に新富町が指定されるということになります。

サッカー競技を通じ、県外も含め県内各地から新富町を目指して多くの方々が来町されることになり、町内の競技人口の増加や競技レベルの向上はもちろんのこと、毎週末、多くの方々が本町に終日滞在することの経済的効果は計り知れず、本町の経済活性化の起爆剤とも言える存在になり得るものと考えています。

また、当施設はサッカー利用だけではなく、グラウンドゴルフ等の利用も可能であり、町民の皆さまの健康増進を図るための多目的利用を目指しています。

このフットボールセンターは、本事業の中核施設であり、安定的な集客を可能にする中心施設の一つであると位置づけています。

## ●騒音について

## Q フットボールセンターは、騒音で審判の笛が聞こえないのではないか。

A 日本・県サッカー協会の方が来られる機会があり、航空機（F15）が真上を飛んでいる音を聞かれた際に、笛の音は大丈夫だという回答をいただいております。

また、公式戦は土日に行われ、基本的に航空機が飛ぶ頻度が少ない曜日ということや、他の事例では、飛行場の隣接地で運営されているサッカー場もあるということから、騒音については問題ないという認識だという回答でした。

このような状況を把握された上で、県サッカー協会から「宮崎県フットボールセンターへの指定」の提案・要望に至っているものと承知しています。

（お問い合わせ先）

新富町役場 都市建設課 まちづくり推進室  
電話：0983-33-6014(担当：比江島、森)